

ソーシャルイノベーター育成事業委託業務仕様書

1 業務の名称

ソーシャルイノベーター育成事業委託業務

2 業務の目的

人口減少や少子高齢化の進展など、地域を取り巻く課題が多様化、複雑化する一方で、財政のひっ迫や職員の減少など、行政のリソース不足が顕在化しつつある。

こうした中、これまで社会・地域課題解決を目的とした活動の多くは収益性が低く、行政が単独で行う領域とされてきたが、デジタル技術や独自のノウハウを活用しビジネスとして成立させ、社会課題に取り組む社会起業家（ソーシャルイノベーター）の存在が注目されている。

本事業は、ソーシャルビジネスに特化した起業家育成講座の運営により社会起業家を生み出すとともに、その支援者に対しソーシャルビジネス特有の課題や支援方法などを学ぶセミナーを実施することにより、本県から社会起業家が次々と生まれる環境を整えるものである。

また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して事業の立ち上げを支援する「ソーシャルイノベーター成長支援事業費補助金」や、県内支援者やプレイヤーとの共創を促す「新事業共創プラットフォーム」などと連携し、社会起業家を取り巻く一気通貫の支援を実現するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

本県で社会課題を解決するためのアイデアを持った創業希望者（以下、「社会起業家候補」という）を発掘し、選抜した上で、社会起業家育成講座（以下、「インパクトプログラム」という）を実施するとともに、社会起業家支援者向けセミナーを行う事業の企画・運営を委託する。受託者は、山梨県（以下、「委託者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日まで本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入する。

【インパクトプログラム】

以下により、社会起業家としての創業の支援を行う

(1) 目標

社会起業家候補のビジネスプランをブラッシュアップし、その事業化を目指す

(2) 支援対象者

支援対象者は、支援により概ね2年以内に本県で創業等（第二創業等の新たな事業を開始するものを含む）を行うことが見込まれる者。単なる起業希望者ではなく、事業を通じた「社会課題解決（社会的インパクト）」と「成長（経済的リターン）」の両立を意図的にめざし取り組む者。

(3) 内容

ア プログラムの周知、募集・選定

- ・パンフレットの作成、SNS ターゲティング広告等の活用による事業周知や支援対象者の掘り起こし
- ・募集説明会を開催し、趣旨、対象要件、選定方法、支援期間、支援内容等を説明。
- ・外部審査員を交えた公平かつ公正な選定方法により、プログラムへの参加を希望する者から10名程度を選定

イ 企画・運営

プログラムの実施に当たっては、社会起業家の支援実績を有する者を講師として参加させることとし、5回程度の連続講座により以下の支援を実施する。開催方法はオフラインを原則とするものの、一部オンラインを組み込むことを妨げない。

- ・社会課題の構造分析
- ・ビジネスプランのブラッシュアップ、ファイナンス指導
- ・その他事業運営に必要なノウハウ等の提供

なお、講師の選定に当たっては「社会課題解決（社会的インパクト）」と「成長（経済的リターン）」を両立するロールモデルとなる起業家を含めること。

ウ 成果発表会の実施

参加者のビジネスパートナー獲得やネットワーク構築を幅広く支援するとともに、社会起業家を取り巻くエコシステム形成につながるよう成果発表会を実施する。

- ・ネットワーク構築の効果を最大化するため、周知・集客方法や実施時期について工夫する
- ・イベントでは、プログラム参加者のピッチ、社会起業家や県内企業等関係者によるパネルディスカッション、参加者同士のグループワーク等、参加者にとってまなび・交流の場であると同時に、「社会課題解決（社会的インパクト）」と「成長（経済的リターン）」の両立を目指す事業について、県内の機運醸成を図るものとなるよう留意する
- ・本イベントは山梨県内での対面、オンラインのハイブリッド開催とし参加者50名程度を想定する

- ・ イベントの内容及び登壇者は県と協議のうえ決定し、登壇者の調整、謝金の支払い等を行うこと

エ 伴走支援

プログラム参加者に対し、プログラム実施期間中及び実施期間後の個別メンタリングやビジネスパートナーとのマッチング等を実施し、ビジネスプランの早期実現や持続的な経営に必要となる支援ネットワークの構築を目指す

- ・ プログラムの円滑な運用を行うために、参加者に対し、適宜フォローアップを行うとともに、プログラム終了後も参加者が持続的な経営を行うことができるよう、ビジネスパートナー等とのネットワーク構築を行う。
- ・ 一般的に、集中講座の終了後は「社会課題を解決したい」といった事業に対する熱量が低下しやすいことから、モチベーションを維持させ離脱を防ぐ工夫を行うこと
- ・ 概ね以下のような取組を実施する

プロジェクトの進捗管理補助、メンタリング

共感者やビジネスパートナーとのマッチング

社会起業家や社会起業家候補へのプログラムの紹介

なお、ネットワーク構築においては「新事業共創プラットフォーム」の委託事業者と連携するなど、同事業のピッチイベントの活用も検討すること

【補助金審査会】

社会起業家等が行うプロジェクトについて、専門家の指導を受けながら県指定のクラウドファンディング型ふるさと納税サイトへプロジェクト紹介ページを掲載し、集まった寄付金を補助金としてプロジェクト実施者へ交付する「ソーシャルイノベーター成長支援事業費補助金」に関連して、本委託業務の中で、補助金採択候補者を選定する審査会の企画・運営を行う。

(1) 業務内容

審査基準の策定、外部審査員の調整、書類審査・プレゼン審査の実施、採択候補者の選定

(2) ソーシャルイノベーター成長支援事業費補助金の概要（参考）

ア 補助先

社会起業家及び社会起業家候補

※審査会で補助先を決定。インパクトプログラム参加の有無は問わない

イ 予算上限額

金 10,000,000 円

ウ 補助件数

5 件程度

エ 補助率

10/10（1事業者当たりの上限1,780,000円）

※クラウドファンディング型ふるさと納税募集上限額200万円から、掲載手数料11%（22万円）を除いた金額

オ 補助対象経費

事業の立ち上げに要する経費

【支援者向けセミナー】

県内で起業家支援を行う者を対象に、ソーシャルビジネスの支援事例や方法を学ぶセミナーまたはワークショップを開催し、県内において社会起業家を支援する主体を育成する。

(1) 受講対象者

県内の支援機関、金融機関、行政機関、民間企業、その他各種団体に属する者で、起業家等の支援を行う者

(2) 実施内容

年2回程度、受講対象者（15名程度/1回）に対し、通常の起業家支援プログラムでは行き届かない社会起業家特有の課題（ビジネスモデルや初期トラクション獲得の困難性・スタートアップとは異なる成長時間軸など）の解消に向けたマインドセットや指導方法をセミナー形式で提供する。実施にあたっては、単なる啓発の域を超えた実践的かつ効果的なセミナーになるよう工夫すること。

【広報・ブランディング】

インパクトプログラム、成果発表会、支援者向けセミナーについて、県ホームページや県SNS等で発信するための事業レポートを各回開催後に作成すること。レポート作成に当たっては「新たな挑戦への支援」「山梨は、挑戦と近い。未来と近い。」等の県の方針やブランドイメージを踏まえ、事業の継続的なブランディングを意識して作成すること。

また、各事業の参加者募集やイベント告知の際には、事業効果が最大限発揮されるようSNS広告などの活用を検討すること。

【事業運営・その他業務】

(1) 業務達成度の評価指標

受託事業者は、本事業の目的を踏まえ、業務達成度を測る評価指標を設定すること。評価指標として設定する項目及び数値については、具体的な事業スキームによる部分が大きいため、事業者の提案内容に含める形で設定する。

なお、設定した項目の達成状況を詳細に分析した上で、実績報告と併せて県へ報告すること。

(2) 各種開催場所について

本事業は、地域課題の解決及び地域経済の活性化に向けた社会貢献活動、起業等の県民の主体的な取組促進を図る拠点「やまなし地域づくり交流センター」の関連事業に位置づけられることから、インパクトプログラム及び支援者向けセミナーの現地開催は原則同所において実施すること。

5 全体のスケジュール(想定)

(1) インパクトプログラム

令和7年7月 募集
8月 選定・採択
8月 講座実施・成果発表（～10月）
伴走支援・メンタリング（～令和8年3月）
令和8年3月 実績報告

(2) 支援者向けセミナー

令和7年7月 企画・講師調整
8月 参加者募集
8月 セミナー開催（～11月）
令和8年3月 実績報告

(3) ソーシャルイノベーター成長支援事業費補助金

令和7年8月 プロジェクト募集
9月 審査会・採択
10月 クラウドファンディング寄付募集（～12月）
令和8年1月 プロジェクト実施（～3月）
3月 実績報告

6 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

(1) 成果品

- ア 業務完了届
- イ 事業の内容に関する実施記録（写真等含む）
- ウ 参加者の各プロジェクトの実績に関する資料
- エ インパクトプログラム・成果報告会、支援者向けセミナーの参加者名簿
- オ 今後の展開に関する所見
- カ その他委託者が指示したもの

(2) 納品方法

報告書（紙媒体）2部及び電子データ1部を山梨県 新価値・地域創造推進局 新事

業・地域ブランド課へ納品すること。

(3) 納期

令和8年3月31日まで

(4) その他

提出された報告書の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

7 本事業に係る役割分担

(1) 受託者（運営事務局）

4 委託業務内容に掲げる業務

(2) 山梨県

市町村や関係機関等との調整、広報支援、行政データ提供、補助金等制度紹介

(3) 事業者

社会課題解決型プロジェクトの計画立案・運営、成果にかかる県へのデータ提供・公表

8 その他

- ・ 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ・ 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。
- ・ 本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に県に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・課題について、定期的（週1回もしくは隔週程度）に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより県との協議調整を行うこと。また、県の求めに応じて本業務にかかる情報を随時提供すること。
- ・ 本業務の契約不適合期間は検収後1年間とする。